

医薬品等マスタの設定等にかかる点検報告について（対応依頼）

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、標題の件につき、日本医師会より連絡および周知依頼がありました。

電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される事象の主な原因であったダミーコードについて、患者の健康被害を防ぐため、電子処方箋管理サービスにおいて登録ができない改修を令和7年8月28日に行うことになっております。

上記改修により、ダミーコードに起因する事象は防げるものの、医療機関・薬局におけるハウスコードと、電子処方箋管理サービスで用いるコード（YJコード、レセプト電算処理システム用コード、一般名コードをいう。）との設定を誤ってしまうことに起因する事象を防ぐためにも、医療機関・薬局において使用している医薬品マスタ・特定器材マスタ（以下「医薬品等マスタ」という。）が適切に設定されているか等の確認をいただくことは引き続き重要である旨のお知らせとなります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【医薬品等マスタの設定等にかかる厚生労働省への点検報告について（再周知）】

電子処方箋を運用している医療機関においては、運用にあたり、適切に医薬品等マスタの設定が行われているか等、安全に運用できる状態であるかについて、厚生労働省への点検報告が済んでいない場合は、以下に記載されている医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内に沿ってシステムベンダーとも確認の上、報告をお願いいたします。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011894



(注1)既に点検報告済で電子処方箋の運用開始日を迎えている場合は、「**医薬品等マスタ等の点検報告を完了した医療機関・薬局リスト**」として厚生労働省ホームページに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taioushisetsu_tenzen00001.html



(注2)医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載されているチェックリスト及び点検報告フォームは8月28日以降に内容の変更が行われる予定です。

※既に点検報告を行った医療機関・薬局においては再度の報告は不要です。

【医薬品等マスタの設定の誤りを防ぐ運用について】

医薬品等マスタの設定等を確認し、報告を行った場合においても、医薬品等マスタの更新は定期的に行われることから、医療機関・薬局で医薬品等マスタの設定を行う場合においては、設定の誤りを防ぐ運用を引き続き実施してください。設定等の誤りを防ぐ運用とは以下の方法などを参考にしてください。

- ・設定ができる人を限定する、ダブルチェックを行うなど、誤って設定することのないよう、対策を医療機関・薬局内で定める。
- ・コードが適切に設定されているか等を定期的に確認する。

【点検報告に関する課題について】

現在、医薬品等マスタの設定等の点検報告ができていない医療機関・薬局においては、今後の改善につなげるため、以下のフォームから点検報告ができていない理由についてお聞かせください。

<https://forms.gle/FGyfvvW6jK54VE6n9>

**【本件に関する照会先】**

オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583（通話無料）
月曜日～金曜日（祝日を除く）8：00～18：00 土曜日（祝日を除く）8：00～16：00

【担当理事より】

医薬品等マスタの設定等にかかる厚生労働省への点検報告についてのお知らせとなります。本件は、電子処方箋を運用されている医療機関を対象としております。

上記事項をご参照いただき、点検報告が済んでいない医療機関については点検報告を、点検報告をされている医療機関については引き続き設定等の誤りを防ぐ運用を実施してください。